

京都市立学校の適正配置の概要（審議会委員要求資料）

1 京都市の概要（平成 20 年 5 月 1 日現在）

- ・小学校 181 校：板橋区の 3.4 倍 児童数 68,314 人：3.1 倍
- ・中学校 76 校：3.3 倍 生徒数 30,398 人：3.4 倍
- ・面積 827.90 km²：25.7 倍 人口 1,468,065 人：2.8 倍

2 基本姿勢

学校が地域住民の拠出により設置され、学校施設が教育の場と同時に、地域自治組織の拠点施設（集会所・消防団等）であったという「学校と地域との関わり」に着目し、これを尊重していくことを基本姿勢としている。

3 京都市立小学校の歴史的背景

学制発布前の明治 2 年に、番組（町の共同体としての自治組織）を単位として、町組の全ての家から資金を調達し、学校の設置及び運営が行われた。

番組小学校創設時には、町組の会所（消防の詰所、区内を警邏する見回り組の詰所等）と兼用され、消防の詰所は消防分団として自治連合会の組織の一つに位置付けられた。現在も学校敷地内に詰め所を置いているところもある。

4 小規模校への問題意識

別紙のとおり市内の小学校の全体が小規模化している。

番組として地域が確立していることに加え、学校選択制を実施せず、指定校変更も限定的に運用していることから、ほとんどの児童が学区内の小学校に通学している。学区内の児童数の多寡がそのまま在籍児童数に反映されるため、1つの学校・地域を越えて小規模校問題を議論できた。

5 学校統合から統合までのフロー

問題解決を徹底して「地元主導」で行った。その背景には、昭和 54 年及び昭和 58 年の統合あたっての教訓が生かされていた。（京都市ホームページの写しを参照）

＜地元での協議・合意形成＞⇒＜教育委員会への要望＞⇒＜統合＞

- (1) 検討委員会（学校ごとに設置。PTA、地元自治会等により構成）が小規模校問題とその解決について協議。教育委員会は、統計的資料等の提供、説明にとどまり協議には参加しない。
- (2) 検討委員会で学校統合の協議がまとまった場合、教育委員会に要望書を提出。
- (3) 要望を受け、教育委員会は学校の統合を実施。

6 跡地活用

- (1) 学校閉校後、3年間は跡地利用検討期間として暫定利用を実施。
- (2) 跡地利用は、跡地利用審議会（市民・市議会議員・学識経験者等で構成）により検討。

跡地は、次の3つに区分され、その後具体的な検討に入る。

- 広域用地（広域的なまちづくりのために活用する跡地）
 - 身近用地（身近な暮らしのために活用する跡地）
 - 将来用地（将来の需要に備えるための跡地）
- (3) 跡地の活用では、地元との関係に配慮し、自治会の事務所などを取り込むなどの対応もとっている。

7 板橋区での京都方式の適用

- (1) 当初、京都市で検討委員会を設置するにあたって、児童数150人以下の学校に必ず置くこととした。そうした学校が昭和63年当時12校あり、市全体として小規模化が進んでいた。そのため、小規模校の問題を市民共通の問題として捉える土壌があった。
一方、板橋区では、地域・学校により児童数・生徒数にかなりの差異があり、共通の問題として議論できる環境とは言い難い。
- (2) 跡地利用については、統廃合と跡地利用の議論を明確に区分している。一定のルールを示している点で参考となる。